

6 人員の状況・平均年齢

(1) 最近4年間のセンター別職員数と平均年齢

平成14年度から平成17年度における職員数の推移は次のとおりである。平成14年度末非常勤も含め515名に対し、平成17年度末は492名で、この間、全体では23名減少しているが、正規職員だけでみると34名減少している。また平均年齢は平成17年度末で47.1歳と比較的高い構成になっている。

人員の状況・平均年齢（本務地で計上）

	平成14年度末					平成15年度末					平成16年度末					平成17年度末					合計				
	本所		北部		淡路		森林		水産		但馬		本所		北部		淡路		森林			水産		但馬	
	事務	技術																							
行政職	17	27	4		3	3	3	3	3	3	1	31	17	4	3	3	3	3	3	3	3	3	1	31	
研究職	84		11	14	16	13	6	144	81	10	13	15	13	6	138	77	10	12	13	12	12	6	6	130	
技能労務職	58		26	19	7	9	14	133	54	25	18	7	8	14	126	49	25	18	7	11	14	14	14	124	
正規職員計	186		41	36	29	30	21	343	179	39	34	28	29	21	330	170	39	33	26	31	21	21	21	320	
合計	17	27	4		3	3	3	31	17	4	3	3	3	1	31	17	4	3	3	3	3	3	1	31	
合計	178		6	4	6	6	1	170	152	8	3	6	7	2	178	154	6	3	7	5	3	3	3	178	
非常勤嘱託員	147		6	4	6	6	1	170	152	8	3	6	7	2	178	154	6	3	7	5	3	3	3	178	
臨時任用職員	1							2	2			1			3	5				2				7	
合計	334		47	40	35	37	22	515	333	47	37	34	37	23	511	329	45	36	33	38	24	24	24	505	

	本所		北部		淡路		森林		水産		但馬		本所		北部		淡路		森林		水産		但馬		合計
	事務	技術											事務	技術											
	15	6	1	2	1	25	10	4		2			16	5	4				1						
20代	15	6	1	2	1	25	10	4		2			16	5	4				1						10
30代	34	14	6	8	5	8	36	14	4	9	5	9	77	31	15	2	9	5	5	8	5	8	7	70	
40代	48	9	14	8	12	6	50	10	13	8	12	4	97	53	11	14	6	13	5	5	13	5	5	102	
50代	77	11	14	11	8	5	126	72	11	14	8	7	120	73	6	14	8	10	4	10	4	4	4	115	
その他	12	1	2	1	3	1	20	11	3	3	2	1	20	8	3	3	3	2	4	2	2	2	2	23	
合計	186	41	36	29	30	21	343	179	39	34	28	29	330	170	39	33	26	31	21	21	21	21	21	320	
平均年齢	46.7	41.7	47.1	46.8	45.5	42.7	45.7	47.2	42.1	48.5	47.2	45.8	46.3	47.5	41.5	49.6	46.8	47.5	43.3	43.7	43.7	43.3	43.3	46.7	
合計	46.7	41.7	47.1	46.8	45.5	42.7	45.7	47.2	42.1	48.5	47.2	45.8	46.3	47.5	41.5	49.6	46.8	47.5	43.3	43.7	43.3	43.3	43.3	46.7	
平均年齢	46.7	41.7	47.1	46.8	45.5	42.7	45.7	47.2	42.1	48.5	47.2	45.8	46.3	47.5	41.5	49.6	46.8	47.5	43.3	43.7	43.3	43.3	43.3	46.7	

職員の年齢別構成（非常勤嘱託員・臨時的任用職員を除く）

	本所		北部		淡路		森林		水産		但馬		本所		北部		淡路		森林		水産		但馬		合計
	事務	技術											事務	技術											
	15	6	1	2	1	25	10	4		2			16	5	4				1						
20代	15	6	1	2	1	25	10	4		2			16	5	4				1						10
30代	34	14	6	8	5	8	36	14	4	9	5	9	77	31	15	2	9	5	5	8	5	8	7	70	
40代	48	9	14	8	12	6	50	10	13	8	12	4	97	53	11	14	6	13	5	5	13	5	5	102	
50代	77	11	14	11	8	5	126	72	11	14	8	7	120	73	6	14	8	10	4	10	4	4	4	115	
その他	12	1	2	1	3	1	20	11	3	3	2	1	20	8	3	3	3	2	4	2	2	2	2	23	
合計	186	41	36	29	30	21	343	179	39	34	28	29	330	170	39	33	26	31	21	21	21	21	21	320	
平均年齢	46.7	41.7	47.1	46.8	45.5	42.7	45.7	47.2	42.1	48.5	47.2	45.8	46.3	47.5	41.5	49.6	46.8	47.5	43.3	43.7	43.3	43.3	43.3	46.7	
合計	46.7	41.7	47.1	46.8	45.5	42.7	45.7	47.2	42.1	48.5	47.2	45.8	46.3	47.5	41.5	49.6	46.8	47.5	43.3	43.7	43.3	43.3	43.3	46.7	
平均年齢	46.7	41.7	47.1	46.8	45.5	42.7	45.7	47.2	42.1	48.5	47.2	45.8	46.3	47.5	41.5	49.6	46.8	47.5	43.3	43.7	43.3	43.3	43.3	46.7	

①農業畜産関係の職員数

(平成18年3月31日現在 単位:人)

区分	総務部	農業大学校	部長(企画調整・プロジェクト担当)	部長(農林水産環境担当)	部長(生物工学担当)	部長(普及担当)	部長(食品加工流通担当)	農業技術センター						畜産技術センター	北部農業技術センター			淡路農業技術センター			合計
								作物部	原種農場	酒米試験地	園芸部	病害虫防除部	経営・機械部		家畜部	総務調整担当	農業部	畜産部	総務調整担当	農業部	
事務職	13	3	1											4				3			24
技術職	3	9	3	(2) 13	9	14	5	6	2	1	10	(4) 15	3	7	1	4	4	1	6	4	(6) 120
技能労務職	2	5		1	1			6	2	1	8	2	4	16		6	19		7	10	90
計	18	17	4	(2) 14	10	14	5	12	4	2	18	(4) 17	7	23	5	10	23	4	13	14	(6) 234
臨時的任用職員											1								1	1	3
非常勤嘱託員	6	29		1			3	1	1		1	107		6	2		4	3			164
合計	24	46	4	15	10	14	8	13	5	2	20	124	7	29	7	10	27	7	14	15	401

(注) 1. ()内書は兼務職員である。

2. 非常勤嘱託員には、農業大学校非常勤講師24名、病害虫防除員107名を含む。

②林業関係の職員数

(平成18年3月31日現在 単位:人)

	総務調整担当	資源部	木材利用部	普及部	緑化センター	合計
事務職	3					3
技術職	1	[2] 6	4	5	(2)	[2] 16
技能労務職	1	2	1	1	1	6
非常勤嘱託員	1	1	2		3	7
計	6	[2] 9	7	6	(2) 4	[2] 32

(注) 1. 資源部[]外書は所長、主幹(農林水産環境担当)との兼務職員である。

2. 緑化センター()内書は資源部との兼務職員である。

3. 非常勤嘱託員には技術開発指導員(年4日程度勤務)を含む。

③水産関係の職員数

(平成18年3月31日現在 単位:人)

		総務	資源部	増殖部	普及部	漁業 研修館	内水面 漁業 センター	但馬水 産技術 センター	計
行政職	事務吏員	3						1	4
	技能吏員				4		1		5
研究職	技術吏員	1	(1) 5	5			1	[1] 6	18
技能労務職	技術吏員	3		3				9	15
	技術員	3						4	7
	事務員	1							1
非常勤嘱託員						2	3	2	7
臨時的任用職員		1						1	2
計		12	(1) 5	8	4	2	5	[1] 23	(1)[1]59

(注) 1. 資源部()外書きは主幹(農林水産環境担当)との兼務職員である。

2. 但馬水産技術センター[]外書きは駐在職員(食品加工流通部)である。

7 収支の状況 (平成17年度)

収入は 399 百万円に対し、支出は県庁負担人件費（正規職員に係る人件費）も含め 4,033 百万円となっている。

(単位：千円)

科目	本所	北部農業	淡路農業	森林林業	水産	但馬水産	合計
歳入							
使用料	6,952	10	4	394	26		7,388
手数料	299						299
財産運用収入	2,399	772	426	322			3,920
財産売払収入	150,495	96,410	39,049	229	4,960		291,145
諸収入	81,245	3,496	4,972	2,280	0		91,993
雑収入	809	734	2,537	159	532	115	4,889
合計	242,200	101,424	46,989	3,386	5,519	115	399,635
歳出							
報酬	37,678	14,641	3,593	9,216	9,588	3,666	78,383
職員手当等	2,655	1,335	645	250	330	300	5,515
共済費	7,775	3,656	1,665	1,741	2,516	1,751	19,107
賃金	42,402	15,302	10,534	6,436	7,939	8,551	91,166
報償費	1,321	18,664	150	717	715	1,311	22,879
旅費	29,444	7,458	5,709	5,923	6,308	6,265	61,110
需用費	191,882	89,954	52,464	28,885	68,388	34,483	466,060
役務費	15,003	14,615	6,219	2,757	8,479	5,472	52,547
委託料	36,988	24,981	4,426	20,113	232,295	11,736	330,542
使用料 及び賃借料	4,774	2,779	1,356	3,704	3,361	1,656	17,634
工事請負費				18,464	1,732		20,196
備品購入費	28,874	58,854	2,940	5,723	1,381		97,775
負担金補助 及び交付金	2,636		165	272	70		3,144
補償、補填 及び賠償金	445	207	20				673
公課費	282	185	42	149	73	36	769
合計	402,164	252,638	89,935	104,355	343,180	75,232	1,267,506
県庁負担人 件費		2,087,588		189,238	489,633		2,766,460

8 他府県の試験研究機関との比較

農林水産技術総合センターの人員規模が全国都道府県の同様の試験研究機関と比べどのレベルにあるかを聴取したところ、総合農政課で平成16年度ベースで全国都道府県別に農林水産関係試験研究機関の総人員、研究員数、平成16年度農林水産粗生産高、研究員1人当り粗生産額を算出されていた。この資料より兵庫県の総人員329名を中心に総人員300名～360名の範囲の他府県及び兵庫県の粗生産額1,840億円を中心に1,500億円～2,200億円の範囲の他府県と比較した。その結果は次のとおりであり、研究員1人当り粗生産額（総額）で見ると、熊本県・宮崎県は29億円と高く、秋田県・大分県は12億円と低い。兵庫県は14億円で上記13県中10番目であり、全国平均と比べても低いレベルにある。

県名	総人員	研究員数	粗生産額(億円)				研究員1人当り粗生産額(億円)			
			総額	農業	林業	水産	総額	農業	林業	水産
秋田	331	164	1,947	1,788	116	43	12	13	11	2
山形	294	131	2,232	2,140	63	29	17	20	7	2
栃木	357	144	2,878	2,769	109	0	20	23	9	0
埼玉	286	125	1,994	1,968	26	0	16	18	5	0
長野	300	180	2,944	2,405	539	0	16	16	30	0
愛知	355	198	3,516	3,266	42	208	18	21	5	6
三重	195	93	1,864	1,236	87	541	20	22	11	19
高知	250	122	1,570	978	80	512	13	12	5	21
佐賀	253	110	1,600	1,306	11	283	15	15	2	16
熊本	315	123	3,602	3,084	138	380	29	31	17	25
大分	309	156	1,890	1,345	182	363	12	12	12	13
宮崎	303	130	3,737	3,153	215	369	29	35	10	22
兵庫	329	130	1,840	1,515	40	285	14	16	3	16
全国平均	307	143	2,304	1,897	92	381	16	18	7	15

注：平成16年度末総合農政課の全国照会結果

III 健康環境科学研究センターの概要

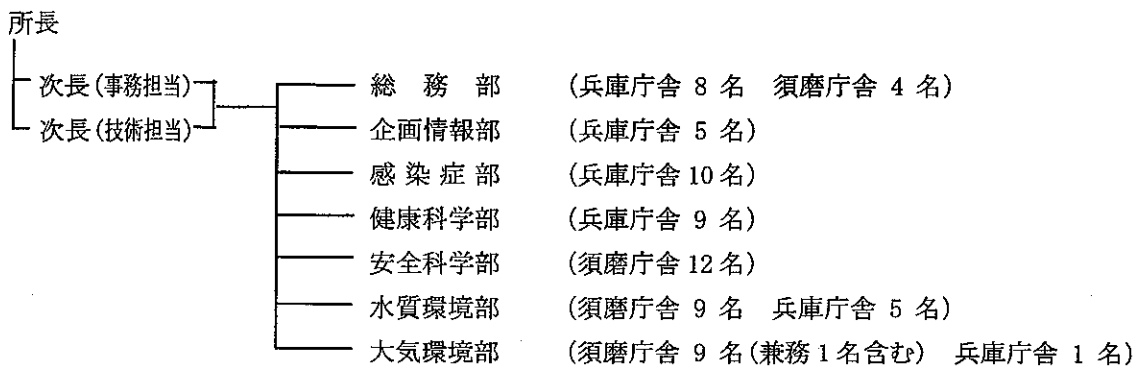
1 設立目的・根拠条例等

当研究センターは県の行政組織規則第127条において設置されており、その設立目的は健康と環境に関する科学的かつ技術的な調査研究及び試験検査等を総合的に行い、もって安全で安心な県民生活の実現に寄与することとなっている。

2 沿革

- 昭和23年8月16日 兵庫県衛生研究所規程（兵庫県規則第78号）が制定され、神戸市生田区下山手通4丁目57において衛生研究所として発足。
- 昭和24年5月17日 機構拡充に伴い、神戸市長田区大谷町2丁目13に移転。
- 昭和43年4月1日 昭和40年に衛生部および商工部に設置されていた公害部が一元化され公害研究所として発足。
- 昭和43年4月20日 保健衛生センター新築により、衛生研究所および公害研究所が神戸市兵庫区荒田町2丁目1番29号に移転。
- 昭和50年8月1日 公害研究所が新庁舎の施工により神戸市須磨区行平町3丁目1番27号に移転。
- 昭和62年4月1日 行政組織規則の一部を改正する規則（昭和62年兵庫県規則第44号）により、県立衛生研究所、県立公害研究所に改称。
- 平成14年4月1日 機構改革により、県立衛生研究所と県立公害研究所が統合し、県立健康環境科学研究センターとなる。庁舎は[兵庫]及び[須磨]。

3 組織（人員配置）（平成18年4月1日現在）



上記には非常勤嘱託員12名は含まれていない。

4 施設の概要と所在地

1. 兵庫庁舎 神戸市兵庫区荒田町2丁目1-29

(1)敷地面積(県有地)	2,318.04 m ²		
(2)建築面積	880.73 m ²	延面積	4,683.91 m ²
建面積内訳	本館(地上7階、地下1階建)		4,005.95 m ²
	別館(3階建)		576.00 m ²
	車庫・受水槽・ポンプ室		95.21 m ²
	危険物倉庫		6.75 m ²
(3)設備概要	特殊研究室	高度安全実験室(P3)、クリーンルーム、核種実験室 動物舎(自動水洗飼育機)	

2. 須磨庁舎 神戸市須磨区行平町3丁目1-27

(1)建面積内訳	本館(地上6階、地下1階建)	延面積	5,160 m ²
	車庫、危険物貯蔵庫	延面積	115 m ²
(2)設備概要	特殊研究室	特殊有害物質研究室(高分解能質量分析計) 騒音・振動研究室 共通機器室(第1～第5機器室)	

5 主要な業務内容

(1) 各研究部の主要な業務

研究部	主 要 な 業 務
企画情報部	業務の企画・調整（事業計画の調整等） 本庁との連絡調整 研究の評価・進行管理・調整、研究機能充実方策の検討 他機関との共同研究、プロジェクト型研究の企画調整 疫学的調査研究の実施と総括 研究所の危機管理機能の総括 食品衛生検査施設における食品検査の信頼性の点検 県民に対する情報収集、提供（広報誌の発行、公開セミナーの開催等） インターネット等を活用した情報ネットワークシステムの構築 健康教育や環境教育の促進、人材育成の支援 研修業務に係る企画調整（疫学研修を含む）
感染症部	細菌性疾病、ウイルス性疾病に関する試験研究 結核、エイズ等の検査 食中毒感染源・感染経路調査 感染症発生動向調査 県感染症情報センターの運営 衛生検査所の外部精度管理
健康科学部	食品中の、食品添加物、残留農薬および動物用医薬品等に関する試験研究 食品の毒性に関する試験研究 食品中の有害物質に関する試験研究 医薬品、化粧品および衛生材料等に関する試験研究 家庭用品および容器包装等に関する試験研究 遺伝子組換え食品に関する試験研究 衛生害虫、カビおよび花粉等に関する試験研究
安全科学部	特定の有害物質に関する試験研究（有害物質に関する公共用水域の水質等の測定、工場立入調査等を含む） 地下水・土壌汚染（有害物質）に関する試験研究 廃棄物及び廃棄物処分場に関する試験研究 ダイオキシン類に関する試験研究及び環境モニタリング調査
水質環境部	水質の汚濁に関する試験研究（公共用水域の水質の測定、栄養塩削減指導調査等） 地下水・土壌汚染（重金属等）に関する試験研究 広域総合水質調査 工場立入検査 沿岸域の環境保全・創造に関する研究 水道水等の安全性に関する試験研究 水道水の監視項目等の検査 水道水質検査機関の外部精度管理 河川流域の水環境の保全・創造に関する研究 温泉に関する試験研究
大気環境部	大気汚染に関する試験研究（ばい煙発生施設や一般環境等に係る測定調査、大気中微粒子等の自動車公害及び酸性雨や温室効果ガス等の越境大気汚染問題等を含む） 騒音・振動に関する試験研究 放射能分析及び研究 悪臭に関する試験研究 アスベストに関する試験研究 ヒートアイランドに関する調査研究

(2)業務の具体的内容

当研究センターの業務は大別して a. 調査研究、b. 試験検査、c. 普及啓発活動に分けられる。これら業務の比率はおおよそ人員の総業務量で見ると、a. 調査研究業務 24%、b. 試験検査業務 63%、c. 普及啓発活動 13%である。

以下、平成17年度のこれらの業務内容の概要は以下のとおりである。

a. 調査研究

当研究センターは、人、環境、生態系を総合的に取り扱い、感染症対策、食の安全対策、環境汚染対策など県民が地域で安心して安全に暮らすための課題について試験研究を行うことにより、県の健康・環境行政を科学的、技術的に支援する中核研究機関の役割を担っている。

特に、感染症、毒物等による健康危機や不測の環境汚染事故発生時に、試験検査等で中心的な役割を果たし、本庁、健康福祉事務所と一体となった危機管理機能を発揮できるよう、迅速かつ適切な検査手法を開発することを、調査研究の基本方針とし、研究課題とすべき用件として次の3点を掲げている。

- ・ 県民等のニーズに沿った研究課題であり、健康環境行政施策の展開を支援するもの。
- ・ 健康、環境分野における先導的な研究課題であり、成果を各方面に発信していくもの。
- ・ 大学や民間研究期間等と連携しながら行政研究機関の役割を果たすもの。

平成17年度実施した調査研究課題は以下のものである。

研究部	調 査 研 究 課 題	実施年度
企画情報部	県民の健康に関する疫学指標と生活習慣等の要因の関連性	14～17
	結核対策評価のための地域分類疫学モデルの開発に関する研究	14～17
	危機管理マネジメントに関する研究	15～17
感 染 症 部	県下で発生した集団細菌感染症、特に細菌性集団食中毒における感染源及び感染経路の解明に関する調査研究	14～17
	淡路島南部で多発する日本紅斑熱（ダニ媒介性リケッチア症）の感染防止に関する研究	14～17
	発生すれば問題が大きい、重要な新興・再興感染症の検査法の導入と改良、及びそれをういた病原体汚染実態調査	14～17
	食品を介した感染症の微生物学的リスクアセスメント	13～17
	流行防止のための感染症警報システムの活用に関する研究	14～17
	H I V の薬剤耐性株スクリーニング法の導入に関する研究	13～17
	ノロウイルス（S R S V）の感染疫学に関する調査研究	14～17
	結核菌のDNA解析による感染実態調査 最近のインフルエンザの実態調査	13～17 13～17
健康科学部	新規規制物質に対応した残留農薬のモニタリング調査	13～17
	食品中異物としての衛生害虫、カビの迅速同定に関する研究	14～17
	食品等に含まれる有害物質の系統的試験法の確立	14～17
	花粉症の実態把握に関する調査研究	14～17
安全科学部	「兵庫県ダイオキシン類削減プログラム」に基づく各種対策の削減効果の数値的検証及び新たな施策の提言に関する研究	13～17
	生体試料によるダイオキシン類暴露モニタリング	13～17
	有害化学物質環境リスク評価の地域特化と総合化に関する研究	16～20
	P C B 汚染物等の適正処理技術構築及び施設管理に関する研究	16～20
水質環境部	瀬戸内海沿岸の環境浄化能・汚濁蓄積特性の評価に基づく環境保全・創造施策の提言に関する研究	13～17
	河川水質の改善、水量の確保、水辺空間の保全に向けた面源負荷の削減対策や適切な土地形態の提言に関する研究	13～17
	高度浄水処理に伴う臭素系消毒副生成物の分析法の確立と副生成物の挙動	13～17
	水中環境ホルモン（外因性内分泌攪乱物質）の高感度一斉分析法の確立と水中濃度分布	13～17
	飲料水健康危機管理に関する有害物質の迅速で系統的な定量法の開発	14～17
大気環境部	温泉地の適正揚場量の解析に基づく枯渇防止及び飲泉の安全対策の検討	14～17
	酸性雨・酸性霧の生態系、林産物及び建築物・文化財への影響に関する研究	13～17
	自動車公害の実態把握と汚染特性の解明に関する研究	14～17
	兵庫県における温室効果ガスの削減対策と県民生活への影響予測に関する研究	14～17
	光化学スモッグの機構解明に関する研究	15～18

b. 平成 17 年度実施した試験検査等

試験検査業務は、当研究センターの総業務量の 63% 近くを占める業務で、そのほとんどが県の行政サイドからの依頼業務である。各研究部門で平成 17 年度実施した試験検査等の例を当センターの業務年報（第 5 号）によると概略は次のとおりである。

研究部	試験検査項目
企画情報部	「兵庫県アレルギー疾患実態調査」データの解析 兵庫県下の結核患者発生情報の解析 研究センターセミナーの開催 広報誌の発行 研究課題等評価調整会議の開催 他 5 項目
感染症部	鶏卵および液卵の細菌汚染実態調査 血液製剤の無菌試験 平成 17 年度新型インフルエンザウイルスの出現を想定した感染源調査 ウエストナイル熱に対する対応 兵庫県下の感染症患者発生情報の解析 他 13 項目
健康科学部	穀類、野菜、果実等の残留農薬試験 畜産食品等の残留医薬品試験 輸入食品における指定外添加物等の試験 食品用洗剤の規格試験 遺伝子組換え食品検査 他 15 項目
安全科学部	公共用水域及び地下水の水質測定 有害大気汚染物質環境モニタリング調査 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査 ゴルフ場農薬関係調査 化学物質環境汚染実態調査 他 9 項目
水質環境部	公共用水域の水質等の調査 窒素・リン削減指導調査（窒素・リン総量規制指導調査） 第 3 回瀬戸内海環境情報基本調査 飲料水水質試験 温泉成分試験 他 7 項目
大気環境部	金属物質環境汚染監視調査 ばい煙発生施設・特定粉じん発生施設に係る測定調査 アスベストに係る一般環境濃度測定調査 酸性雨監視調査 国道 43 号沿道等における騒音実態調査 他 16 項目

c. 普及啓発活動

当研究センターでは次のような普及指導活動を行っている。

- ・ 行政部門に対し行政検査やモニタリング分析等の実施を通じて技術的に支援する業務
- ・ 県の健康福祉事務所検査室、食肉衛生検査センター及び保健所政令市検査機関への研修指導
- ・ 県民に対し、広報誌・メールマガジンの発行、健康環境科学研究セミナーの開催、最新の感染症情報の提供

平成 17 年度実施した普及啓発活動は当センターの業務年報（第 5 号）によると概略は次のとおりである。

研究センターセミナー	1件
県職員の研修指導	11件
県職員以外の研修指導	12件
他主催者の研修会等での講演	30件

6 人員の状況・平均年令

平成13年度から平成17年度における職員数の推移は次のとおりであり、この間17名減少している。また、平均年令は平成17年度末で48.8才と相当高い構成になっている。

①5年間の職員数と平均年令

区 分		平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
吏員	事務	11	9	8	8	8
	研究員等	70	67	64	62	59
技 術						
労務業務技師		7	5	5	4	4
そ の 他						
合 計		88	81	77	74	71
職員の年齢別構成						
20代		3	1		1	2
30代		18	21	18	20	16
40代		11	9	10	10	13
50代		51	42	40	35	33
その他		5	8	9	8	7
合 計		88	81	77	74	71
平均年令		48.9	48.8	50.1	48.7	48.8

- (注) 1. 平成13年度末の人数は、旧公害研究所と旧衛生研究所の合計であり、平成14年度末以降の人数は、公害研究所と衛生研究所との組織統合後（現健康環境科学研究センター）の人数である。
2. 上記には非常勤嘱託員12名は含んでいない。

②部門別職員数

平成18年4月1日現在

区分	事務職	技術職	技能 労務職	計	非常勤嘱託員	合計	
職員 数	総務部総務課	8	1	3	12	機関業務 1	13
	企画情報部		5		5	疫学情報処理事務 1 企画情報事務 1	7
	感染症部		9	1	10	試験研究補助事務 2	12
	健康科学部		9		9	試験研究補助事務 2	11
	安全科学部		12		12	試験研究補助事務 1	13
	水質環境部		14		14	試験研究補助事務 2 再任用業務推進事務 1	17
	大気環境部		9 (兼1)		9 (兼1)	試験研究補助事務 1	10 (兼1)
	合計	8	59 (兼1)	4	71 (兼1)	12	83 (兼1)

- (注) 1. 所長は、総務部総務課技術職欄に記載し、次長は総務部総務課事務職欄に記載した。
2. 大気環境部の(兼)外書きは、水質環境部からの兼務職員である。

7 収支の状況 (平成17年度)

収入は40百万円に対し、支出は県庁負担人件費（正規職員に係る人件費）も含め953百万円となっている。

(単位：千円)

科 目	金 額
歳 入	
使 用 料	1,715
手 数 料	37,551
財 産 売 却 収 入	10
諸 収 入	1,576
合 計	40,854
歳 出	
報 酬	19,902
職 員 手 当	480
共 済 費	5,458
賃 借 金	6,661
報 償 費	62
旅 費	10,878
需 用 費	117,363
役 務 費	12,531
委 託 料	15,583
使 用 料 及 び 賃 借 料	6,514
備 品 購 入 費	11,489
負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	150
補 償・補 填 及 び 賠 償 金	40
公 課 費	20
合 計	207,139
水産環境保全対策費	800
県庁負担人件費	745,745
再 計	953,684

IV 生活科学研究所の概要

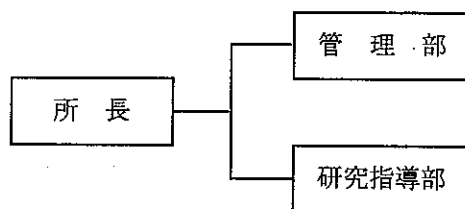
1 設立目的・根拠条例等

当研究所は昭和53年3月25日付条例第5号「兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例」において設置されている。その設立目的は県民の生活の科学化並びに消費者の利益の擁護及び増進に寄与するために試験研究、情報の収集、管理及び提供、指導者の養成等を行うことである。

2 沿革

昭和52年2月4日	第一期工事（研究棟）着工
昭和52年2月7日	第二期工事（多目的実験棟）着工
昭和53年2月23日	第一期工事完工
昭和53年3月25日	兵庫県立生活科学研究所の設置及び管理に関する条例（昭和53年兵庫県条例第5号）公布
昭和53年4月1日	一部業務開始
昭和53年8月26日	第二期工事完工
昭和53年9月30日	開所式
昭和53年10月1日	全館業務開始
平成15年2月12日	太陽光発電設備設置
平成15年3月28日	屋上緑化設備設置

3 組織



4 施設の概要と所在地

(1) 所在地	神戸市中央区港島中町4丁目2番
(2) 敷地面積	3,480.99 m ²

(3) 建物

建物種別	建築面積	延床面積	構造
研究棟	640.24 m ²	1,422.37 m ²	鉄筋コンクリート造一部3階建
多目的実験棟	415.05	601.63	鉄筋コンクリート造一部2階建
ポンプ室及び受水槽	42.48	42.48	鉄筋コンクリート造平屋建
ボンベ庫	20.54	20.54	〃
合計	1,118.31	2,087.02	

5 主要な業務内容

(1) 各部の主要な業務

部 名	主要な業務
管 理 部	庶務に関すること。 指導者養成に関すること。 情報の収集、管理及び提供に関すること。
研究指導部	試験及び研究に関すること。 試験及び研究に係る技術指導に関すること。

(2) 業務の具体的な内容

当研究所の業務は a. 調査・試験研究事業、b. 普及指導事業に分けられる。これら業務の比率は、おおよそ人員の総業務量でみると、a. 調査研究事業 50%、b. 普及指導事業 50%の割合になっている。

以下、平成17年度のこれらの業務内容の概要は以下のとおりである。

a. 調査・試験研究事業

当研究所では、「安全で快適な暮らし」の確保を図り、新しいライフスタイルの創造を支援するため、生活者の立場から商品の安全性、生活環境、生活技術等の具体的な課題について調査・試験研究を行っている。

また、商品苦情の原因究明のための試験や相談窓口への技術的な指導を行うことにより、消費者苦情の迅速な解決と消費者被害の未然防止に努めている。

ア) 調査・試験研究

平成17年度に実施した試験研究課題は次のとおりである。

試験研究項目		試験研究の期間
自主企画試験研究	ペットが室内環境に与える影響と家庭用掃除機によるハウスダスト除去特性に関する試験研究	平成16年度～平成17年度
	癒し系商品のストレス解消効果に関する調査・試験研究	平成17年度
	家電製品等の報知音と音声案内の実用効果に関する試験研究	平成17年度
	高齢者の自転車の安全利用に関する調査研究	平成17年度
	晴雨兼用傘の実用性能に関する試験研究	平成17年度
	洗濯物の効果的な室内干しに関する調査・試験研究	平成17年度
	着衣に視点をおいた温熱環境改善（防暑・防寒）に関する調査・試験研究	平成17年度
	ダイエット食品等に含まれるカフェインの量に関する試験研究	平成17年度
共同研究	コンビニ等で販売される弁当の栄養成分に関する試験研究[商品テストセミナー] 修了生との共同研究]	平成17年度
	電池式住宅用火災警報器の実用性に関する試験研究[商品テストセミナー] 修了生との共同研究]	平成17年度

イ) 苦情原因究明試験

当研究所では県の生活科学センターや市町の消費生活センター等に寄せられた苦情品等の原因究明試験や技術相談を行っている。平成17年度に実施した苦情品等の原因究明試験は例えば次のもので、合計件数は18件であった。

品目	内容	センター等
ガスファンヒーター	発火事故の原因	三田市消費生活相談センター
回転式キャスター付椅子	脚の破損原因	姫路生活科学センター
ガスバーナー	異常燃焼の原因	西宮市消費生活センター
スチームアイロン	水漏れと漏電の原因	神戸生活創造センター
汁碗	異臭原因	神戸生活創造センター
鯉のぼり	破れた原因	姫路生活科学センター
クリスタルピーリング用の粉	成分分析	神戸生活創造センター

ロ) 技術相談

当研究所は県内各地の生活科学センター、市町の消費生活センター等から被服品、食料品、住居品、雑貨品等の安全性確認等技術相談を受け付け回答している。これらの平成17年度の回答件数は580件（被服品300件、食料品37件、住居品145件、雑貨品66件、その他32件）であった。

b. 普及指導事業

当研究所では普及指導事業として、次のような事業を行っている。

ア) 情報収集、管理

国民生活センター、全国の消費生活センター等の商品テスト関係の情報を重点的に収集・管理し、これらの情報をホームページに掲載し、県・市町の消費生活センター等の業務を支援するとともに消費者に広く提供している。商品テスト情報は平成17年度末現在18,215件になっている。

イ) 情報提供

「調査・試験研究報告書」の発行、「生活科学研究所だより」の発行その他雑誌への調査・試験研究結果の掲載、ホームページによる情報の発信。

ウ) 指導者の養成

消費者団体等において試験研究分野で活動できる指導者を養成するため商品テストセミナー等を開催している。

エ) シンポジウムの開催

生活の科学化に関して基礎的な知識や、研究所の調査・試験研究等について、広く県民に普及啓発を行うため、シンポジウムを開催している。

オ) 研究会の開催

近畿各府県の消費生活センター等と商品テストの実施状況、問題商品についての情報交換のための研究会の開催、情報交換会の開催等を行っている。

カ) 施設の開放

「開かれた試験研究施設」として県民の施設利用を促進するため研究所の施設や設備を開放し、県民の自主的な試験研究を促進するほか各種団体、学校等から施設見学を積極的に受入れている。

平成17年度の来所者は4,539名であった（その内訳は見学者1,225名、講座受講者2,726名、施設利用者588名である）。

6 人員の状況・平均年令

(1)最近5年間の職員数と平均年令

平成13年度から平成17年度における職員数の推移は次のとおりである。この間、職員数はほぼ一定しており、平均年令も平成17年度末で46歳と他の県立試験研究機関と比べ比較的若い職員構成になっている。

区 分		平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
行政職	事務	5	5	3	3	3
	技術	8	8	10	10	9
技能労務職		1	1	1	1	1
その他		4	3	3	3	4
合 計		18	17	17	17	17
職員の年齢別構成						
20代		2		1	2	3
30代		2	5	5	6	3
40代		5	5	5	3	4
50代		7	5	5	4	4
その他		2	2	1	2	3
合 計		18	17	17	17	17
平均年令		47.3	45.9	44.3	43.8	46

②部門別職員数

区 分	事務職	技術職	技能労務職	非常勤嘱託員	日々雇用職員	合 計
管 理 部	3	2	1	1	1	8
研究指導部		7		2	0	9
合 計	3	9	1	3	1	17

所長は管理部(技術職)に含めて記載した。

7 収支の状況（平成17年度）

収入は166千円に対し、支出は県庁負担人件費も含め147,238千円となっている。

（単位：千円）

科 目	金 額
歳 入	
使 用 料	72
雑 入	93
合 計	166
歳 出	
報 酬	7,307
職 員 手 当 等	50
共 済 費	1,058
賃 金	1,548
報 償 費	211
旅 費	1,934
需 用 費	13,144
役 務 費	2,225
委 託 料	4,192
使用料及び賃借料	3,232
工 事 請 負 費	1,916
備 品 購 入 費	1,339
負担金・補助及び交付金	56
合 計	38,217
県 庁 負 担 人 件 費	109,021

V 福祉のまちづくり工学研究所の概要

1 設立目的・根拠条例等

当研究所は平成5年10月8日付条例第30号「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例」において設置されている。その設立目的は高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを推進するための主として工学に関する総合的な研究開発を行うとともに、その成果を広く県民に提供することである。

2 沿革

(研究所設立前)

昭和39年7月	「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団」設立
昭和46年4月	補装具製作施設「義肢装具開発課」を県から受託
昭和52年7月	能力開発部生活科学課設立

(研究所設立に向けて)

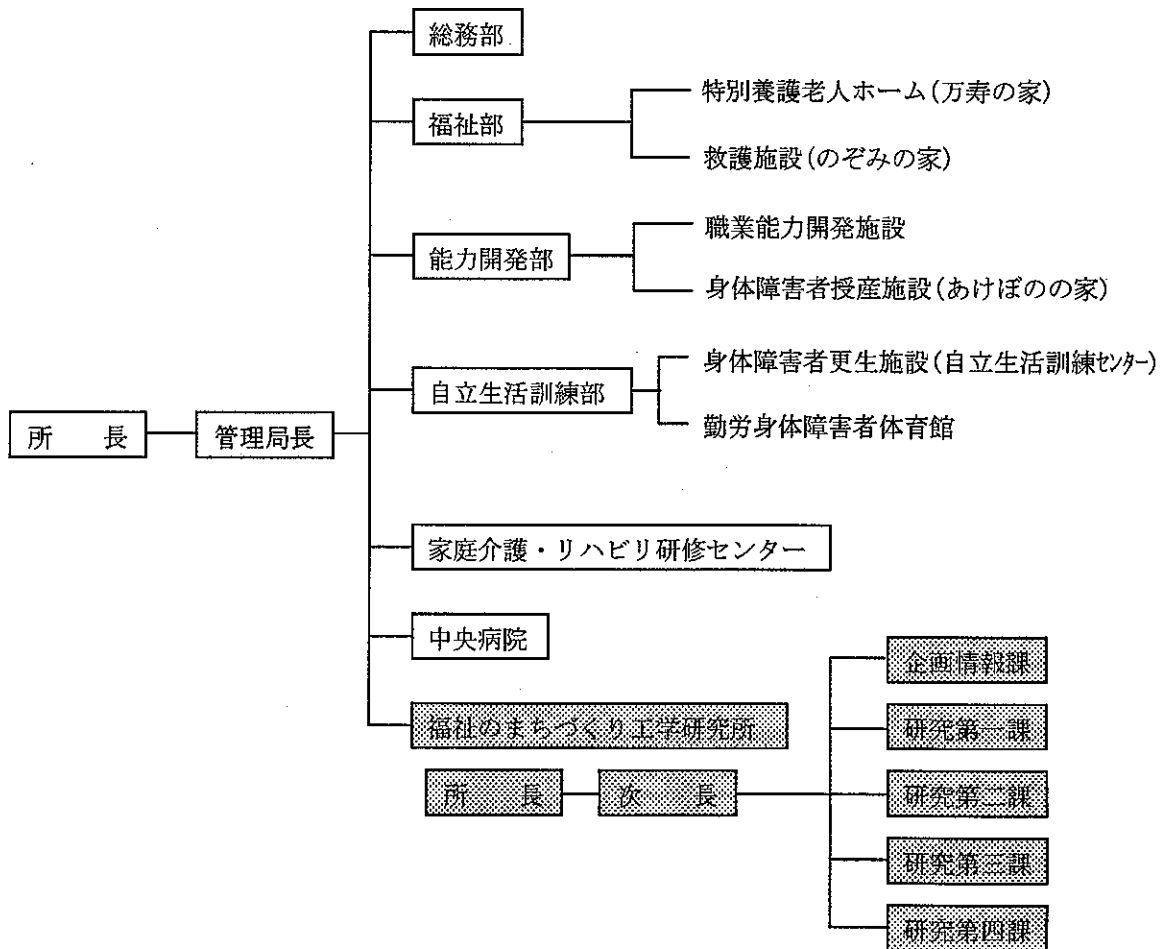
平成4年10月	(福祉のまちづくり条例制定・兵庫県)
---------	--------------------

(研究所の設立)

平成5年10月	(兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例制定・兵庫県) 義肢装具開発課及び生活科学課を発展的に吸収し、福祉のまちづくりについて工学的な観点から研究を行う「福祉のまちづくり工学研究所」を設置
平成5年10月	・企画情報課 ・研究第一課(道路、交通、建築、公共空間、人間工学等) ・研究第二課(義肢装具、福祉用具、リハビリテーション機器及びシステム等)の3課体制でスタート。
平成5年10月	「非常勤研究員」制度施行(任期制)
平成8年3月	「ウエルフェアテクノハウス神戸」竣工(付属施設)
平成8年4月	組織改正・企画情報課、研究第一課、研究第二課、研究第三課、研究第四課の5課体制に改正。
平成8年11月	「新研究所棟」完成
平成10年4月	「特別研究員」制度施行(任期制)

3 組織（平成18年4月1日現在）

福祉のまちづくり工学研究所は社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団が運営する総合リハビリテーションセンターの中の1部門として組織されている。



4 施設の概要と所在地

所在地 神戸市西区曙町1070番地
兵庫県立総合リハビリテーションセンター内

施設の概要

研究棟 3階建（延床面積6,450.84㎡
うち当研究所使用面積4,437.91㎡）
ウェルフェアテックハウス神戸（附属施設）（注） 2階建（延床面積196.58㎡）

（注）高齢者・障害者対応の先端在宅介護機器等を備えた家で、企業の新しい福祉機器開発の成果確認の場として活用するとともに、県民等が直接福祉機器に触れたり、操作することにより、これからの高齢化社会の在宅のあり方や介護・福祉機器の普及啓発の場として活用している。

5 主要な業務内容

(1) 各課の主要な業務

課名	主要な業務
企画情報課	(情報収集・発信) 福祉のまちづくりに関する先進的な事例や国内外の情報を収集し、広く提供を行っている。 また、福祉のまちづくりに取り組む企業を含めた内外の研究者・実務者と研究協力を醸成し、その人的ネットワークの推進を図っている。
研究第一課	(まちづくり支援) 建築物、交通機関、歩道などを扱った地域環境での福祉のまちづくりの研究を担当している。 保健・医療・福祉施設等の配置計画や、高齢者および障害者を特に配慮した公共交通体系・防災避難システムの構築などを対象として、都市計画や交通工学分野における技術的見地から研究に取り組み、政策の提言やモデル実施の提案を行っている。
研究第二課	(コミュニケーション機器・システム開発) 高齢者や障害者（視覚・聴覚障害者など）が遭遇するコミュニケーションのバリアの解消研究、非常時の情報伝達手段を含むコミュニケーション機器・システムの研究を担当している。
研究第三課	(住宅・福祉用具) 暮らしやすさや介護のしやすさといった側面から調査・研究し、高齢者や障害者に配慮した住宅と施設の計画・設計に役立つ資料を作成している。 また、ニーズをもとに福祉用具の研究開発および試用評価をしている。
研究第四課	(義肢装具等) 手足を失った人のための義手・義足や、脳卒中後遺症などによる障害を持つ人のための装具について、高機能化を進める研究を行うほか、身体障害者福祉法にもとづく補装具製作施設として義手・義足・装具等の製作修理事業を行っている。

(2) 業務の具体的な内容

当研究所の業務は a. 研究事業、b. 普及啓発事業に分けられる。試験検査事業は行っていない。これら業務の比率は、おおよそ人員の総業務量で見ると、a. 研究事業 76%、b. 普及啓発事業 24%の割合になっている。

以下、平成 17 年度のこれら業務内容の概要は以下のとおりである。

a. 研究事業

当研究所では、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安心していきいきと生活できる福祉のまちづくりを工学的に支援するため、「面的な福祉のまちづくりを支援する研究」、「高齢者・障害者等のコミュニケーション機器・システム開発」、「高齢者・障害者等の自立を支援する住宅・福祉用具」、「先進的な義肢装具等」の各分野における実践的な研究開発を、民間企業や行政、大学等関係研究機関との連携を緊密に図りながら、社会福祉

法人兵庫県社会福祉事業団の各施設が有する専門的機能を有効に活用して、総合的に推進している。

平成17年度は県から次の18の研究課題につき、委託を受け研究開発に取り組んでいる。

委託研究課題

研究分野	研究課題
まちづくり支援 (研究第一課)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模購買施設等のバリアフリー化推進方策に関する研究(その2) ・障害者が活動しやすい運動公園の整備に関する研究 ・障害児が安心して就学できる義務教育施設整備のあり方に関する研究(その2) ・ユニバーサル社会実現に向けた環境整備に関する研究 (交通バリアフリー法に基づく基本構想策定の促進に関する研究及び移送サービスを必要とする身体障害者数の推計方法と現状の移送サービスの提供量に関する考察)
コミュニケーション機器・システム開発 (研究第二課)	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚及び聴覚に障害を有する人(盲ろう者)のための生活支援機器、システムの開発研究 ・障害者の生活に応じて構築可能な支援機器、システムのモジュール化に関する開発研究 ・高齢者・障害者のための情報活用促進に関する研究開発 ・病院・施設利用者及び在宅要介護者の転倒、徘徊等における安全の確保を支援する機器、システムの開発研究 ・視覚障害者の夜間歩行を支援する小型電灯の調査開発研究
住宅・福祉用具 (研究第三課)	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改造プロセスの評価に基づく住環境整備手法に関する研究(その2) ・車いすの操作性の評価に基づいた住環境整備に関する研究(その2) ・各種環境バリアが車いす使用者に強いる負担量の評価法およびバリア走破装置の開発に関する研究(続報) ・高齢者・障害者の生活支援用具と適合に関する研究
義肢装具等 (研究第四課)	<ul style="list-style-type: none"> ・小児切断リハビリテーションにおける筋電義手訓練システムの確立に関する研究 ・前額面上および水平面上での歩容改善機能を有する義足パーツの開発 ・高齢者・障害者の社会生活に適合した義肢装具等の開発 ー特殊ニーズのある義肢装具等の開発ー ・下肢関節特性に基づく短下肢装具処方支援システムに関する研究 ・インテリジェント短下肢装具 iAFO の開発研究

上記のほか、共同研究として次の2課題を実施している。

共同研究企業等	研究課題
(財)新産業創造研究機構 神戸学院大学他	リハビリ支援型ロボット実用化技術の開発 ーNEDO(21世紀ロボットチャレンジプログラム)による共同研究ー
(財)新産業創造研究機構 神戸学院大学他	高齢者・障害者の安全、安心、豊かな生活を支援するユニバーサル環境制御装置の開発 ー兵庫県 COE プログラムによる共同研究ー

b. 普及啓発事業

当研究所では、研究成果の公表・提言、福祉のまちづくりに関する工学的相談、内外の先進事例等の紹介等の普及啓発事業を行っている。

平成 17 年度の主要な実績は次のようなものである。

- ・「第 13 回福祉まちづくりセミナー」の開催－テーマ「ユニバーサル社会の実現・研究所の果たす役割」
 - ユーザーから意見を聴取し、参加者と共に考え討議していくセミナー
- ・ユニバーサルものづくり養成研修の実施
 - 車いすについての基本的な知識と簡単な修理や手入れの仕方の研修会
- ・情報誌「アシステック通信」の発行（第 46 号～第 49 号）、平成 17 年度「福祉のまちづくり工学研究所報告集」の発行。その他ホームページによる研究活動等の紹介
- ・「アシステック 2005（研究報告）」の開催
 - 当研究所の研究開発の成果について、広く県民、関係機関に理解していただくための報告会
- ・「第 5 回公開講座」の開催－テーマ「体験!!まちのバリアを知ろう～誰でもでかけやすいまちはどんなまち」
- ・展示会等への参加出展による情報発信
 - 「第 3 回ユニバーサルデザイン全国大会」「平成 17 年度兵庫自治学会」等への参加出展

6 人員の状況・平均年令

(1)最近5年間の職員数と平均年令

平成13年度から平成17年度における職員数の推移は次のとおりである。この間、職員数はほぼ一定しており、平均年令も42.2歳と他の県立試験研究機関と比べて比較的若い職員構成になっている。

人員の状況・平均年令

区 分	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末
事 務	5	5	5	5	5
研 究 員	15	15	15	15	15
技 師	1	1	1	1	1
義肢装具士	1	1	1	1	1
日々雇用職員	2	2	2	2	1
合 計	24	24	24	24	23
職員の年齢別構成					
20代	4	6	4	5	3
30代	8	4	8	5	9
40代	3	5	3	5	4
50代	7	8	8	8	6
その他	2	1	1	1	1
合 計	24	24	24	24	23
平均年令	40.5	41.0	41.1	42.5	42.2

※ 所長は事務に含む

②部門別職員数

区 分	事務職		研究員		技師	義肢装具士	日々雇用職員	合計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	常勤		
企画情報課	3	所長1					1	5
研究第一課			(1) 2	2				(1) 4
研究第二課			2	3				5
研究第三課			2	2				4
研究第四課			(1) 2		1	1		(1) 4
総合リハビリセンター 総務部・経理課	1							1
合 計	4	1	(2) 8	7	1	1	1	(2) 23

()内は外数で兼務者

7 収支の状況（平成17年度）

当研究所会計は県立総合リハビリテーションセンターの会計の一部門となっており、事業活動収支計算書を作成されている。

平成17年度の当研究所の事業活動収支計算書は次のとおりであり、当期4,818千円の利益となっている。

（単位：千円）

科目	金額	
事業活動収入		
受託事業収入	181,166	
製産品収入	3,317	
特許権実施料収入	1,796	
雑収入	10	
計		186,290
事業活動支出		
人件費支出	106,277	
事務費支出	71,277	
減価償却費	1,706	
計		179,261
事業活動収支差額		7,028
総合リハビリテーション他部門への支出		4,296
その他特別収入		2,086
当期活動収支差額		4,818

8 その他

全国的にみて当研究所と同じような研究所がどの程度あるのか聴取したところ、神奈川県総合リハビリテーションセンター、横浜市の総合リハビリテーションセンター、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所等数ヶ所で、当研究所は全国的に先駆けて設置された研究所とのことである。

第三 監査結果と意見

I. 工業技術センター

1. 収納事務

兵庫県立工業技術センターにおける直近5年間の収入の推移は、以下の通りである。

(単位；千円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
使用料	16,740	17,186	22,369	25,212	25,172
手数料	33,018	24,936	21,466	7,673	7,774
財産収入	127	127	127	127	127
財産売却収入	0	0	102	446	0
諸収入	12,897	14,482	12,240	0	2,566
雑入	52,110	51,275	54,998	52,778	62,018
合計	114,892	108,006	111,302	86,236	97,657

使用料………財産使用料及び機械器具使用料収入である。漸増傾向にあるのは、中小企業に対する機械設備の開放を推し進め、機械器具使用料収入が増加していることによる。

手数料………依頼試験・加工手数料収入である。減少傾向にあるのは、民間に任すことのできるものは、民間に開放する方針に基づき業務を進めていることによる。

財産収入………建物賃貸料（職員住宅に係る家賃収入）

諸収入………研究受託収入である。ただし、平成13年度～15年度の収入の大半は尼崎市役所への出向者にかかる人件費負担収入によるものである。

雑 収………特許使用料、中小企業管理者等研修受講料、研究費等負担金（共同研究）、技術開発指導員派遣事業負担金、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等負担金である。平成17年度については、研究費等負担金（共同研究）及び行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金が各々41百万円、16百万円と大半を占めている。

(1)使用料、手数料

①使用料、手数料収入について

A. 概 要

工業技術センターにおいて使用料及び手数料として計上されているもののうち、主要なものは、

機械器具使用料、試験手数料、行政財産使用料である。同センターにおいて設置しているほとんどの機器については、設備利用機器として企業に開放しており、所定の使用料を支払い企業の技術者が直接利用可能となっている。また、中小企業が抱える新製品開発等の技術的課題の解決を支援するため、依頼に応じ、工業技術センターの職員が手数料を取り製品などの試験・分析・加工を行っている。行政財産使用料は、地方自治法第238条の4第4項の規定に基づき、(財)ひょうご環境創造協会等に土地建物等を賃貸しているものである。なお、機械器具使用料及び試験手数料の平成17年度の利用件数、金額、及び行政財産使用料の内訳を示すと、以下の通りである。

(機械器具使用料) (単位：千円)

センター名称	平成17年度	
	件数	金額
県立工業技術センター	6,128	12,081
機会金属工業技術支援センター	514	1,276
繊維工業技術支援センター	1,254	1,637
皮革工業技術支援センター	921	677
合計	8,817	15,672

(試験手数料) (単位：千円)

センター名称	平成17年度	
	件数	金額
県立工業技術センター	484	1,417
機会金属工業技術支援センター	34	138
繊維工業技術支援センター	159	857
皮革工業技術支援センター	2,798	5,211
合計	3,475	7,625

(行政財産使用料) (単位：千円)

区分	平成17年度
	金額
土地	392
建物	8,938
合計	9,330

機械器具使用料、試験手数料等、については、「使用料及び手数料徴収条例」また、この条例に基づく「工業技術センターの使用料及び手数料の算出基準」に基づき、1件当たり或いは1時間当りの利用料金が定められており、利用希望者は、この利用料金に依頼件数、使用時間数を乗じた金額を現金で支払うこととされている。

B. 実施した手続

- ①平成17年度の取引の内、機械器具使用料、試験手数料、財産使用料の金額上位2件について、使用願い、試験依頼、行政財産使用許可に基づき取引がなされているか、また、財務規則に則り、適正な調定手続が行われているかにつき検証した。
- ②機械器具使用料、試験手数料の金額上位2件につき、利用料金表の単価に一致しているか、また、利用料金表の単価が「使用料及び手数料徴収条例」「工業技術センターの使用料及び手数料の算出基準」に基づき、適正に算出されているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、機械器具使用料、試験手数料、財産使用料の金額上位2件については、使用願い、試験依頼、行政財産使用許可書に基づき取引がなされていること、また財務規則に則り適正な調定手続が行われていることを確認した。また、利用料金表の単価は上記条例及び基準に準拠して算出されているものと認められた。

D. 意見

「工業技術センターの使用料及び手数料の算出基準」では、工業技術センターの機械器具使用料、試験手数料等は原価計算による実費を基礎として、下記の算式に基づき算出することとされている。

使用料＝減価償却費＋光熱水費＋消耗品費＋管理費

手数料＝減価償却費＋光熱水費＋消耗品費＋人件費

$$\cdot 1 \text{ 時間当りの減価償却費} = \frac{\text{評価額} \times (1 - \text{残存率})}{52 \text{ 週} \times 40 \text{ 時間} \times \text{耐用年数 (10 年)}}$$

- ・ 光熱費の単価 …… 工業技術センターにおけるそれぞれの平成16年度総使用料金から基本料金を減じた額を総使用量で除した額
- ・ 消耗品費 …… 当該試験等に使用される燃料、薬品、油脂及び記録用紙等の価格及び減価償却の対象とされない工具器具等の価格の合計額
- ・ 人件費 …… 人件費単価に当該依頼試験に従事する延べ実働時間を乗じた額

$$\text{人件費単価} = \frac{\text{平成16年度の人件費に要した経費}}{52 \text{ 週} \times 40 \text{ 時間} \times \text{職員数}}$$

- ・ 管理費 …… 人件費単価の10%

また、これらの使用料・手数料は実績コストに基づき算出するものとし、毎年度見直しが行われている。

平成16年度の見直し（平成17年度の使用料等に反映）の基本方針は①現行料金が、上記原価計算に基づいたコストより高額のものについては現行料金のままとし、③現行料金がコストより

低額のものについては、今回コストアップ分が現行料金の10%を超えるときは10～20%分はその1/2を、20%を超えるときはその1/4を加えることとし、合計で3割を限度とする。また、今回コストを上回る改定は行わないとされている。

この基本方針に基づき行われている平成17年度に適用される使用料等の実際の改定作業について検討した結果、以下の点が指摘される。

実際の改定の手続は、上記の方針に基づき“今回コスト”を算定しているが、以下の例にみられるように実質的にコストアップ分は使用料、手数料の料金に反映させていない。また、コストと料金との間に相当の乖離がみられる。

(例) 依頼試験手数料

種 別	現行料金	料額決定 年 月 日	15年度 歳入決算額	改定時 コスト	今 回 コスト	「方針」に 基づく試算	結 果
皮革定量分析	2,700円 (1成分)	H5.4.1	2,440千円	6,015円	7,555円	3,400円	現行どおり (改定はし ない)
包装及び 包装材料試験 (引裂試験)	1,900円 (1件)	H5.4.1	3千円	8,028円	10,082円	2,600円	現行どおり (改定はし ない)

料金設定の過去の経緯は次のとおりであり、長期間、料金は据置きになっている。

平成8年	震災や経済状況等により据え置き
平成11年	本県の景気状況から、原則据え置くことを決定
平成13・14年	前回改正(H5)からの物価上昇率が低く(5%以下)、また、対前年の物価が下がっていることから現行据え置き
平成15～17年	物価上昇率が低かったため(5%以下)、現行据え置き

しかしながら、「現行料金」と「今回コスト」の乖離度が一様でなく、大幅に乖離している料金もみられる。コストと料金との乖離幅の大きいものは料金を見直すことが望まれる。

②現金出納事務について

A. 概要

工業技術センターにおいては、(1)使用料及び手数料に記載のとおり、同センターの施設及び設備を利用する者が支払う使用料と、同センターに製品などの試験・分析・加工を依頼する者が支払う手数料は、原則として現金で収納される。なお、この現金の取扱いについては、兵庫県財務規則第3条、第38条、第111条、「財務規則の運用について」、「財務会計事務処理要領」、「会計事務の手引」等に定められている。その概要を記載すると、次の通りである。

現金は収納の都度、即納書が作成され、その領収書が当該納入者に交付される。即納書については、会計年度ごとに別冊とされ、会計年度の終了等により不要となったときは未使用の部分は打ち抜き、裁断等がなされることとなっている。また、出納員の命を受けた分任出納員又は経理員が領収するときは、出納員及び取扱者の職氏名を記載し、押印することとされている。

収納された現金は、原則として即日金融機関へ払い込まれるが、50,000円未満の場合は、最大5日分をまとめて払い込むことができる。また、現金は、入出金の都度、現金出納簿に記録されることになっている。

以上のような現金出納事務につき、以下の監査手続を行った。

B. 実施した手続

- ①県立工業技術センター（神戸センター）において、現金を実査し、現金出納簿と照合した。
- ②平成18年3月度の現金出納簿の払い出し日、払い出し額について、金融機関への現金払込書と照合した。
- ③領収書については、用紙の管理状況を担当者に質問し、平成18年3月使用の領収証用紙を閲覧した。

C. 監査の結果

上記の監査手続を実施した結果、(意見)

- ①現金を実査したところ現金残高は、25千円あったが、出納簿上の残高は、0円であった。この現金は、つり銭口として用意しているものであり、親睦会費から立替えているものとのことである。業務上必要なつり銭を親睦会費から立替えることは適切でない。工業技術センターの資金を充当すべきである。
- ②平成18年3月度の現金出納簿と金融機関への現金払込書と照合した結果、一部出納簿の日付と現金払込書の払い込み日に若干のずれが生じているものが見受けられたが、金額的には現金払込書と一致していた。出納簿への記入を実際の払い出し日とすることが必要である。

③センターの発行する領収書用紙は、100枚が1冊として綴られているものと50枚が1冊として綴られているものがあったが、即納書受払簿がそれぞれ作成されており、冊数管理がなされていた。また、領収書には連番が打たれており、会計年度が終了したため不要となった残りについては、ルール通りに裁断されており、不正防止の上で、適切な管理がなされていると認められた。しかしながら、出納員の命を受けた分任出納員又は経理員により領収するとき、出納員及び取扱者の職氏名を記載し、押印することとされているが、即納書には、この取扱者の職氏名、押印のないものが見られた。

以上の結果、実施した監査手続の範囲内では、上記記載事項を除いては、工業技術センターにおける現金出納の事務は、財務規則及び会計事務の手引等に基づいて適正に処理されていると認められた。

(2) 財産収入

A. 概要

工業技術センターでは、職員に公舎を賃貸し、この収入を財産収入として計上している。

なお、この賃貸は、「公舎管理規則」及び「公舎管理規則に基づく公舎1平方メートル当たりの入居料の基準額等」に則り賃貸されているものである。

B. 実施した手続

公舎が、適切な手続（公舎入居申込書、公舎入居承認書、公舎借受書等必要な書類の授受）を経て、適正な金額で賃貸されているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、当該財産収入は、必要な手続（公舎入居申込書、公舎入居承認書、公舎借受書等の必要な書類の授受）を経、「公舎管理規則に基づく公舎1平方メートル当たりの入居料の基準額等」に基づいた適正な入居料を徴収していることを確認した。

(3) 諸収入

A. 概要

諸収入に計上されている収入は、受託研究事業のうち、工業技術センターが直接契約した受託研究に係る収入である。この受託事業については、地方機関庶務規程（昭和43年5月1日訓令甲第8号）第3条の規程に基づき、工業技術センター所長に委任され、「兵庫県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱」の定めに基づき取り扱われることとされている。なお、平成17年度においては、15件、2,566千円の受託研究がなされている。

B. 実施した手続

平成17年度の取引の内、請負金額の上位2件について、「兵庫県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱」に基づき、研究委託申込書、受託研究契約書（受託研究費の額が50万円以下の場合、受託研究請負書でも可）、受託研究報告書が作成されているか、調定手続についても財務規則に則り適正に手続が行われているか、につき検討した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、上記2件の受託研究は、「兵庫県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱」に基づき、必要な書類が作成され、また、調定手続についても財務規則に則り適正に行われているものと認められた。

D. 意見

研究委託申込書により、研究の委託がなされた場合、担当者により受託研究計画書が作成される。この計画書には、受託研究費の内訳が記載されるが、この費用の算定については、「受託研究に係る受託研究費の算定基準」が別途作成されており、これに従い算定されることになっている。

これによれば、

研究費	当該研究の実施に必要な研究消耗品、旅費、備品費であって、当該研究の遂行に直接的に必要な費用
研究運営費	研究費、機械装置の使用に係る費用及び人件費を除く一般管理費、機器維持管理費、その他当該研究の遂行に間接的に必要な費用。具体的な算定式としては、研究費に一定率（15%）を乗ずることを原則とする。
機械装置の使用に係る費用	当該研究の実施に必要な工具、器具及び機械装置の使用に係る光熱水費、減価償却費とする。減価償却費は、当該研究に使用する工具、器具及び機械装置の1時間当たりの償却費に当該研究に要する見込時間を乗じた額とする。
人件費	契約前年度における県立工業技術センター職員の平均1時間当たり人件費に当該研究に従事する担当職員の延実働時間数を乗じた額とする。

とされている。また、「受託研究に係る受託研究費の算定基準」を実務に適用する場合、その考え方をより具体的に説明したものとして、「受託研究費の算定基準の考え方」が作成されている。この算定基準の考え方の要旨は、以下の通りである。

研究運営費	研究運営費は、研究費、機械装置の使用に係る費用および人件費を除く一般管理費、機器維持管理費であって、当該研究の遂行に間接的に必要な費用とするとされているが、実際の算定式としては、 $\text{研究運営費} = \text{研究費} \times 0.15$ で計算する。
機械装置の使用に係る費用	機械装置の使用に係る費用は、当該研究の実施に必要な工具、器具及び機械装置の使用に係る光熱水費、減価償却費とするとされているが、実際の算定式としては、 $\text{機械装置の使用に係る費用} = \text{機械器具使用料} \times \text{使用時間}$ で計算する。
人件費	契約前年度における工業技術センター職員の1時間当たりの平均給与額に実働時間を乗じたものとするとされているが、この実働時間は、(試験等の準備や報告書作成等、機械装置の使用に係る作業以外の当該研究に要する時間) + (機械装置の使用に係る作業に要する時間 $\times 0.9$) とされている。機械装置の使用に係る作業に要する時間の9掛けとした理由は、上記②の機械器具使用料の中に人件費の10%相当額が含まれていることによる。

これらの規程に従い、受託研究業務に関する事務手続きが進められているが、この場合、受託研究費として外部資金提供者から徴収する費用は、研究費・研究運営費・機械装置の使用に関する費用・人件費とされている。研究に要した費用を受託研究費として徴収することについては受益者負担の原則、公平の観点から妥当なものと考えているが、現状、「兵庫県立工業技術センター受託研究業務取扱要綱」の第5条に基づく計画上の費用は収入しているが、同第8条に基づく、精算がされていない。受益者負担の考えに基づき、研究費を負担させるのであれば、本来は実際にかかったコストを把握することが必要であり、そのためには「受託研究の算定基準の考え方」に基づき、機械装置の使用時間、延実働時間を把握し、機械の使用にかかる費用及び人件費を把握しそれに基づき請求することが必要である。また、相手のいることであることから、実費を請求することが困難であるとしても、研究の評価（効率性、有効性）の判定に際して、成果に対するコストを把握し両者を対比する形で評価することが必要不可欠であると考えられる。この点からも実際のコストを把握することは必要であると考ええる。

(4) 雑入

A. 概要

雑入に計上されている収入の内訳としては、特許使用料、中小企業管理者等研修受講料、研究費等負担金（共同研究）、技術開発指導員派遣事業負担金、行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等負担金がある。平成17年度における上記項目の金額及び内容は、以下の通りである。

(単位：千円)

項目	金額	内容
特許使用料	904	特許権及び著作権使用料に係る収入
中小企業管理者等 研修受講料	1,915	中小企業における技術開発の核となる中堅技術者の育成を目的に、研修生が自ら設定した課題について工業技術センターの研究員がマンツーマンで技術支援を行う研修の受講料
研究費等負担金 (共同研究)	41,070	中小企業への技術支援を促進するため、企業が抱える個別の技術課題について、企業と工業技術センターが共同して解決にあたるための研究における企業の研究費等負担金
技術開発指導員 派遣事業負担金	1,643	中小企業の新製品・新技術の開発等に際し、独自では解決困難な問題に対して専門技術者を企業に派遣し、技術助言を行う場合の企業の負担金
行政財産の目的外 使用許可に伴う 光熱水費負担金	16,485	「行政財産の使用許可に伴う光熱水費等取扱要領」に基づき、使用団体に対し光熱水費等を請求し収入として計上しているもの。
合計	62,018	

B. 実施した手続

- ①特許権使用料については、金額上位2件につき、特許権等の使用による実施料の請求に係る決裁書、請求書、調定決定書等を閲覧し、財務規則に則り適正な調定手続が行われているか、また、当初の契約書、企業からの実績報告書を基に使用料の再計算を行い、その妥当性を検証した。
- ②中小企業管理者等研究受講料については、金額上位2件につき、中小企業中堅技術者養成事業研修生の決定についての決裁書、中小企業中堅技術者養成事業推進委員会の審査結果、調定決定書を閲覧し、財務規則に則り、適正な調定手続が行われているか、また、金額等につき、証憑間の整合性について検証した。
- ③研究費等負担金（共同研究）については、金額上位2件につき、「兵庫県立工業技術センター共同研究業務取扱要綱」に基づき必要な書類（共同研究申込書、共同研究契約書（50万円以下の契約については共同研究受諾書））が作成されているか、また共同研究を実施することに係る決裁書、調定決定書を閲覧し、財務規則に則り適正な調定手続が行われているかにつき検証した。
- ④技術開発指導員派遣事業負担金については、金額上位2件につき専門家派遣要請書に基づき取引が行われているか、アドバイザー有料派遣に伴う経費負担算定表、旅費請求書、調定決定書等を閲覧し、財務規則に則り適正な調定手続が行われているかにつき検証した。
- ⑤行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金については、金額上2件に付き、「行政財産

の目的外使用許可に係る光熱水費等取扱要領」に基づき適正に徴収額が算定され、徴収額についての通知、調定決定書を閲覧し、財務規則に則り適正な調定手続が行われているかにつき検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、

- ①特許権使用料の金額上位2件については、特許権等の使用による実施料の請求に係る決裁書、請求書、調定決定書等に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われているものと認めた。また、当初の契約書、企業からの実績報告書を基に使用料の再計算を行ったところ、金額は一致し、妥当なものと認めた。
- ②中小企業管理者等研究受講料の金額上位2件については、中小企業中堅技術者養成事業研修生の決定についての決裁書、中小企業中堅技術者養成事業推進委員会の審査結果及び調定決定書に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われているものと認めた。金額等についても、証憑間の整合性を確認した。
- ③研究費等負担金（共同研究）の金額上位2件については、「兵庫県立工業技術センター共同研究業務取扱要綱」に基づき必要な書類（共同研究申込書、共同研究契約書（50万円以下の契約については共同研究受諾書））が作成され、共同研究を実施することに係る決裁書、調定決定書に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われていることを確認した。
- ④技術開発指導員派遣事業負担金の金額上位2件については、専門家派遣要請書に基づき取引が行われており、アドバイザー有料派遣に伴う経費負担算定表、旅費請求書、調定決定書等に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われていることを確認した。
- ⑤行政財産の目的外使用許可に伴う光熱水費負担金の金額上位2件については、「行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等取扱要領」に基づき適正に徴収額が算定され、通知、調定決定書に基づき、また、財務規則に則り適正な調定手続が行われていることを確認した。

(5)外部資金

A. 概要

外部資金は、国からの補助金による技術開発研究（国庫補助事業）、外部競争資金獲得研究（国等からの委託による受託研究収入）、兵庫県COEプログラム推進事業、兵庫県ビジネスインキュベーター事業、企業との共同・受託研究に分けることができる。このうち、企業との共同・受託研究については、工業技術センターの収支決算の収入に反映されるが、他の収入については、本庁の収入として計上されるため、工業技術センターの収支決算には反映されない。また、兵庫県COEプログラム推進事業も資金の出し手が兵庫県であるため、工業技術センターにとっては外部資金と同じであるが、工業技術センターの収入、本庁の収入としても計上していない。収入と支出は

ネットして処理されている。

これらの過去3年間の金額、件数を示すと次の通りである。

国等の競争的資金等の外部資金の獲得実績

(単位：千円)

研究(事業)項目 (注)		平成15年度	平成16年度	平成17年度
国からの補助金による技術開発研究	件数	5	4	4
		56,985	30,261	4,000
外部競争資金獲得研究	件数	8	4	3
		10,510	6,169	3,470
兵庫県COEプログラム推進事業	件数	3	4	7
		—	—	—
兵庫県ビジネスインキュベート事業	件数	7	4	8
		2,900	1,200	2,900
企業との共同・受託研究	件数	79	82	111
		34,120	30,970	43,640
合 計	件数	102	98	133
	実績	104,515	68,600	54,010

(注)

- ・国からの補助金による技術開発研究
国からの補助金による委託事業である。
- ・外部競争資金獲得研究
中小企業基盤整備機構、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)等からの委託事業であるが、補助金の交付申請は(財)新産業創造研究機構が行い、工業技術センターは、(財)新産業創造研究機構からの委託を受けて行うものが多い。
- ・兵庫県COEプログラム
成長産業クラスターをはじめとした新産業・新事業の創出を促進するため、産学連携による立ち上がり期の予備的、準備的な研究プロジェクトを兵庫県が支援する事業
- ・兵庫県ビジネスインキュベート事業
戦略的技術分野における新事業創出を促進するため、大学等のシーズ、アイデアから事業化が見込めるものを抽出・選定した上でテーマごとに短期間でフィービリティ・スタディ調査を実施し、研究企画、事業化企画、必要な資金獲得の支援、技術アドバイス等を行うことにより 国の競争資金の獲得など事業家に向けた取り組みを兵庫県が推進する事業
- ・企業との共同・受託研究
中小企業への技術支援を促進するため、企業が抱える個別の技術課題について、企業と工業技術センターが共同して行う、または、企業から依頼されて行う研究事業。補助金等や受託研究収入が国等の補助事業等の実施を収入財源とするのに対し、共同研究分担金は、民間企業等との共同研究契約を前提とするものであり、その意味では、日頃の中小企業への支援事業(技術相談・指導、依頼試験等)を通して発案される技術的課題やシーズが研究テーマとして選ばれるケースが多い。

上記のうち、企業との共同・受託研究については、「兵庫県立工業技術センター受託研究取扱要綱」が定められ、これに基づき事務手続が行われることになっているが、他の外部資金に関する事務手続については、明文化されたものはない。実務上は、「兵庫県立工業技術センター受託研究

取扱要綱」を準用すると共に、国等資金を提供する側から要求される事務手続きを行っている。

B. 実施した手続

外部資金収入（企業との共同・受託研究は除く）については、平成17年度中に収納した上記各項目より任意に1件抽出し、事務手続、収入手続の合規性について、以下の監査手続を実施した。

国からの補助金による技術開発研究（国庫補助金）については、交付要綱を閲覧するとともに、交付申請書、交付決定通知、業務遂行状況報告書、事業実績報告書、補助金の額の確定通知、歳入調定決議書、納入通知書、本庁の収納済一覧表等を照合することにより、書類相互の整合性及び金額の妥当性、帰属年度等につき吟味し、調定事務及び収納事務の妥当性を検証した。外部競争資金獲得研究、兵庫県COEプログラム推進事業、兵庫県ビジネスインキュベート事業については、資金の提供先から要求される申請書、計画書、契約書、請求書、報告書等を閲覧し、書類相互の整合性及び金額の妥当性、帰属年度等につき吟味し、調定事務及び収納事務の妥当性を検証した。

C. 監査の結果

上記手続を実施した結果、国からの補助金による技術開発研究（国庫補助事業）については、交付要綱、交付申請書、交付決定通知、業務遂行状況報告書、事業実績報告書、補助金の額の確定通知、歳入調定決議書、納入通知書、本庁の収納済一覧表等の書類相互間に整合性はあり、金額、帰属年度等についても特段の問題は認められなかった。また、調定事務及び収納事務についても妥当であることを確認した。外部競争資金獲得研究（国等からの委託による受託研究収入）、兵庫県COEプログラム推進事業、兵庫県ビジネスインキュベート事業についても、資金の提供先から要求される申請書、計画書、契約書、請求書、報告書の書類相互間の整合性はあり、金額、帰属年度等についても特段の問題は認められなかった。また、調定事務及び収納事務についても妥当であることを確認した。